

自然公園施策の歩み

暦年	事 項
1931 (昭和6)	国立公園法の制定
1934 (昭和9)	瀬戸内海、雲仙、霧島 3国立公園指定 阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇 5国立公園指定
1936 (昭和11)	十和田、富士箱根、吉野熊野、大山 4国立公園指定
1946 (昭和21)	伊勢志摩 国立公園指定
1949 (昭和24)	国立公園法の一部改正(受益者負担、特別保護地区、国立公園に準じる地域(国定公園)の制度化) 支笏洞爺、上信越高原 2国立公園指定
1950 (昭和25)	秩父多摩、磐梯朝日 2国立公園指定
1955 (昭和30)	西海、陸中海岸 2国立公園指定
1957 (昭和32)	「国立公園法」を全面的に改正し、「自然公園法」を制定(10月施行) 国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の3種類の自然公園が制度として確立される
1962 (昭和37)	白山 国立公園指定
1963 (昭和38)	山陰海岸 国立公園指定
1964 (昭和39)	知床、南アルプス 2国立公園指定
1970 (昭和45)	自然公園法改正(海中公園地区制度の創設) 自然公園法施行令改正(知事委任事項の拡大) 自然公園法改正(自然の保護に関する国等の責務、国立、国定公園内の清潔の保持、指定湖沼への排水規制)
1971 (昭和46)	環境庁発足
1972 (昭和47)	小笠原、足摺宇和、西表 3国立公園指定
1973 (昭和48)	自然公園法施行令改正(普通地域の行為規制の強化、公園事業施設からゴルフ場を排除)
1974 (昭和49)	自然公園法施行規則の一部改正(特別地域の地種区分) 利尻礼文サロベツ 国立公園指定
1982 (昭和57)	自然公園法施行規則改正(都市公園施設のうち園内移動用のモノレール等を不要許可行為から削除)
1987 (昭和62)	釧路湿原 国立公園指定
1990 (平成2)	自然公園法改正(車馬乗り入れを規制、動植物等の殺傷の規制)
1991 (平成3)	自然公園法施行令改正(公園事業の種類に動物繁殖施設等を加える)
1994 (平成6)	自然公園法施行令、同施行規則改正(公園事業の届出書類の廃止等)
1995 (平成7)	生物多様性国家戦略策定 自然公園等核心地域総合整備事業(緑のダイヤモンド計画)開始
1996 (平成8)	自然公園法施行令改正(植物復元施設等を補助対象施設に追加)
2000 (平成12)	自然公園法、同施行令、同施行規則改正(地方分権一括法の施行に伴い国立公園の許認可事務は直接執行化、経過措置として都道府県が法定受託事務として実施することも可能、行為許可の基準を自然公園法施行規則に規定等)
2001 (平成13)	省庁再編により環境庁は環境省へ
2003 (平成15)	自然公園法改正(生物多様性保全の責務、利用調整地区制度、風景地保護協定、物の集積の規制、指定動植物の捕獲規制等)
2004 (平成16)	自然公園法施行規則改正(風力発電施設に係る審査基準の設定)
2005 (平成17)	地方環境事務所の設置 自然公園等事業整備費補助金廃止、国定公園の整備支援のための自然環境整備交付金創設(三位一体改革の一環)
2006 (平成18)	自然公園法施行令改正(特別保護地区における動植物の放出等の規制)
2007 (平成19)	尾瀬 国立公園指定(29番目)